

第5回VFM・リスク分担WGについて（概要）

1. 開催状況

・第5回 VFM・リスク分担WG

日時：平成26年 7月14日(月) 16:30～18:00

場所：中央合同庁舎第8号館5階共用会議室D

出席者：根本委員(座長)、伊藤委員、小幡委員、佐藤委員、
宮本委員、赤羽専門委員、浅野専門委員、石川専門委員、
石田(直)専門委員、江口専門委員、小島専門委員、
小林専門委員、財間専門委員、廻専門委員

議題：(1) 議論の進め方について(案)
(2) 新たな事業類型に関する論点について
(3) 今後の予定(案)
(4) その他

2. 委員・専門委員からの意見等

○第5回WGにおいては、今後推進すべき「新たな事業類型」のうち、運営権活用型を中心に、中間とりまとめに向けた議論を実施。

○委員・専門意見からの主な意見等は以下のとおり。

- ・従来型（サービス購入型）事業のVFMやサービスの価値の向上についても、新たな事業類型についての議論を経る過程で整理されてゆくのではないか。
- ・事業者選定時のVFMを「事後VFM」と表記しているが、用語の定義が一般的ではなく、誤解のないようにする必要があるのではないか。
- ・事前の需要予測に関して留意することとして資料中に列挙した事項については、市場が関心を有している事項の例示である旨を明記しておくべきではないか。
- ・運営権対価がマイナスとなる場合においては、従来の公共調達における

公共の財政負担とPFI方式における公共の補填分との差がどれくらいプラスとなるかの程度がわかればよく、詳細なVFM算出は必ずしも必要ではないのではないか。

- ・ 公共として必要であれば少しでも赤字額を減らすためにPFIで事業を実施するという判断がある。一方で、運営権対価がマイナスとなる場合の収益施設は、必ずしも社会的意義があるものとは限らないことに留意する必要があるのではないか。また、料金収入に反映されない外部効果にも留意する必要があるのではないか。
- ・ 運営権対価がマイナスとなる場合について、実務上どのようなケースが想定されるのか補足説明が必要ではないか。
- ・ 本WGで扱うVFMの議論は効率性に関するものであり、必要性の議論については別途経ておく必要がある旨を前提として明記すべきではないか。
- ・ 一般的には、需要変動の幅がある程度予測可能で、かつ民間によるコントロールが可能な場合、運営権活用型に適していると想定されるが、これ以外の場合でもプロフィットシェアリングの適用により運営権活用型の導入が想定される旨記載してはどうか。